

江戸川大学における公的研究費等の管理・監査に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国、独立行政法人又は地方公共団体から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費等」という。）を適正に管理するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程を適用する公的研究費等の範囲は、各省庁等が定める公的研究費の管理、監査に関するガイドライン（実施基準）等の適用を受ける研究費とする。

第2章 学内の責任体系

(最高管理責任者)

第3条 本学に、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負うものとして最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な運営・管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し公的研究費の運営・管理について統括し実質的な責任を負うものとして統括管理責任者を置き、副学長（研究担当）及び事務局長（財務担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

- (1) 部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督及び理解度の把握を行う。
- (3) 研究者等が適切に公的研究費の使用、管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

第3章 適正な運営・管理の基盤

(事務処理相談窓口)

第6条 効率的な研究遂行を支援するために、事務処理に関する相談窓口を企画総務課に設け、学内外に公表する。

(ルールの特明確化)

第7条 企画総務課は、公的研究費等の使用に係る事務手続きに関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(研究者の責務)

第8条 研究者は、科学者の行動規範を遵守し、研究を遂行しなければならない。

2 研究者は、関係法令及び前条に規定する取扱要領等に基づき、研究費の執行手続を行い、所定の様式及び書類を期日までに所管部課に提出しなければならない。

(コンプライアンス教育)

第9条 公的研究費の申請、使用及び管理に関わる教職員等は、不正防止対策の一環としてコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(職務権限)

第10条 公的研究費等の執行及び事務処理に関する職務権限は、学校法人江戸川学園稟議決裁規程及び学校法人江戸川学園経理規程等、学内関係諸規程の定めによる。

(関係者の意識向上)

第11条 企画総務課は、研究者や事務職員及び研究補助員（学生アルバイトを含む）に対し、ルールの周知を図るとともに、研究者の公的研究費等に対する意識向上を図るために、公的研究費等の適正執行に関する説明会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

(調査・懲戒)

第12条 公的研究費等の運営・管理に関して、不正の疑いがあるときは、事務管理責任者は部局管理責任者に報告し、部局管理責任者の下で事実確認を行い、その結果を統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者が報告に基き調査の必要を認めた場合には、統括管理責任者は、調査委員会を設置し、速やかに調査を行う。
- 3 調査の結果、不正が確認された場合は、江戸川大学就業規則に従って処分を行うものとし、最高管理責任者は、その内容を公表する。
- 4 調査の結果、不正の事実がなかったことが明らかになった場合、最高管理責任者は、調査の対象となった関係者の名誉が損なわれることのないよう、プライバシーに配慮しつつ、適切な所作を行うものとする。
- 5 調査委員会については、別に定める。

第4章 不正防止

(不正防止)

第13条 企画総務課に不正防止計画の担当を置き、研究推進委員会及び関係部署とともに、不正防止計画を策定する。

- 2 統括管理責任者は、率先して不正防止計画を実施するとともに、その内容を公表する。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(関係法令等の遵守)

第14条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令および当該研究費の執行基準等のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第15条 部門の管理責任者および担当責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 物品購入および出張旅費ならびにアルバイト雇用等は、別に定めるルールに従い適正に執行しなければならない。

- 3 統括管理責任者および部門の管理責任者は、納品検収およびアルバイト雇用者の勤務実態の確認等の研究費管理体制を整備しなければならない。

(納品検収)

- 第 16 条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、企画総務課に納品検収窓口を設け、検収担当者を置かなければならない。
- 2 検収担当者は、別に定める基準等に従い、納品伝票（納品書）等と現物を照合のうえ、納品伝票（納品書）等に所定の検収印を押印しなければならない。
 - 3 換金性の高い物品は、企画総務課においてシールを貼付し、別に管理する。

(業者等への対応)

- 第 17 条 統括管理責任者は、業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに本学が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な使用と管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。
- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - (2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
 - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
 - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、相談・通報窓口へ通報すること。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、学校法人江戸川学園稟議手続細則により、取引停止を行うことができる。

第 6 章 情報の伝達を確保する体制の確立

(通報（告発）への対応)

- 第 18 条 学内外からの公的研究費等の運営・管理に関する通報（告発）窓口を、企画総務課に設け、学内外に公表する。
- 2 通報（告発）を受けた場合、企画総務課長は、通報者の個人情報等に配慮しつつ、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、前項の報告を受けた時は、告発等の受付から 30 日以内に当該通報の受理又は不受理を決定し、受理する場合は、統括管理責任者を通じて部局管理責任者に通知するとともに、当該公的研究費に係る配分機関に報告する。
 - 4 最高管理責任者は、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置し、速やかに調査を行う。
 - 5 調査実施期間中については、当該対象制度の研究費の使用は停止するものとする。
 - 6 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
 - 7 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
さらに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等に応じる。
 - 8 調査の結果、不正が認定された場合は、職員懲戒規程に従って処分を行うものとし、最高管理責任者は、その内容を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。
なお、本学において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、教職員に周知する。

第7章 モニタリングの在り方

(監査・モニタリング体制)

第19条 公的研究費の適正な管理のため、機関全体の視点から監査及びモニタリングを行うものとする。

- 2 監査・モニタリング責任者は法人事務局長とする。
- 3 監査・モニタリングは、高い専門性を備え、本学の運営を全体的な視点から考察できる法人事務局総務部職員並びに大学企画総務課職員により行う。
- 4 監査・モニタリング部門は不正使用防止計画推進委員会と連携を強化し、効果的・効率的かつ多角的な監査を実施する。特に、外部資金の執行に関しては、出張の事実確認、謝金等支給業務の事実確認、購入した物品の使用状況及び支出内容と研究課題の適合性の確認等の臨時監査を実施する場がある。
- 5 監査・モニタリング責任者は、監事及び会計監査人と調整を図り、監査業務が効率的に遂行できるよう協力しなければならない。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、企画総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。